

「使用料・手数料の見直し」、「地域集会施設の活用に関する実施計画の改訂」に係る個別説明会における質問、意見等の内容

開催日時	参加者数	開場	No.	質問、意見等の内容	回答の内容
12/1 13:30～14:30	6	西神楽公民館	1	文化会館等文化ホールの使用料はどうなるか。	文化会館については今回の改定で使用料が上がる予定、公会堂については調光設備の賃貸借が終了しコストが減となるため使用料が下がる予定である。
			2	市の財政が赤字だから料金を改定すると言ってくれた方が市民として理解できるが違うのか。料金改定により、市としてはどれくらいの効果があるのか。	今回の料金改定は、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づく定期的な見直しによるものである。直近の決算である令和6年度決算の実績値による試算では、今回の料金改定によって、取組指針の対象外分を含めた影響額は、使用料全体で5.2億円の増、手数料全体で4.4億円の増をそれぞれ見込んでいる。
			3	料金の設定は施設の稼働率を加味しているのか。	地域集会施設については共通の料金設定としており、利用率の低い施設で利用率を加味してしまうと使用料も高くなり、それぞれの施設によってバラつきが生じてしまうため、地域集会施設全体で、コストを平準化し料金を設定している。また、激変緩和措置として改定後の料金は1.5倍を上限としている。
			4	指定管理施設は、使用料を自由に設定できないのか。	指定管理施設については、使用料制度と利用料金制度の2通りあり、使用料制度では使用料は市の歳入となるため一律の金額であり、指定管理者が上げたり下げたりできない取扱いである。利用料金制度の場合では、市が利用料金の上限額を定めており、その範囲内で市の承認を受けければ料金を下げることはできる。なお、西神楽農業構造改善センター及び西神楽公民館については、使用料制度であり、指定管理者が使用料を自由に設定することはできることになっている。
12/2 18:00～19:00	8	春光台公民館	5	公民館使用の際の暖房料はどうなるか。	暖房費は使用料の半額という規定のため、使用料が上がれば、暖房料もその分上がることになる。
			6	末広と東鷹栖公民館をLED化したことのあるが、他の公民館の状況はどうなっているか。	今年度照明設備のLED化を行ったのは、末広公民館と東鷹栖公民館（本館）であり、永山公民館も一部の賃室でLED化を実施している。まだLED化していない公民館も多いことから、新年度予算で要求しており、各施設のLED化に向けて取り組んでいきたい。
			7	市民の可処分所得が増えない中で、料金改定により、市民の負担増となるについてどう考えているか。	今回の料金改定は、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づく定期的な見直しによるものである。市民の負担増となることは承知しているが、施設の維持管理経費として、光熱水費や委託業務等の人件費も大きく上がっている状況にあるので、御理解いただきたい。
			8	使用料の改定ということであるが、将来的には人口も減るため、地域の似通った施設をどうするのかということも考える必要が出てくると思う。春光台地区には、地区センターと公民館の2施設あるが今後どうなるのか。	全国的に施設の老朽化が課題となっており、旭川市では、施設再編計画を策定して、公共施設の削減に向けた取組を進めることとしている。春光台地区センター・春光台公民館の両施設は耐震性が確保されており、将来的に残していくという位置付けとなっている。なお、今後の社会情勢等により、将来的に削減していく場合であっても、地域住民の理解を得ながら進めていく必要があると考えている。
			9	公民館で活動することで、特に健康面では市に貢献していると考えている。そういうことも理解して、長く使っていきたいし、できるだけ値上げしてほしくない。	(意見としての発言であったため回答なし)
			10	市の財源不足ということではないとのことであるが、固定資産税等の税金を上げ、使用料を上げないということにはならないか。	税金を上げることは、地方税法の関係もあり難しいと考えられる。今回の料金改定は、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づくものであるが、市としても内部管理経費や公共事業の見直し等の取組をはじめ、ふるさと納税など外貨を稼ぐといった取組も重要と考えている。

開催日時	参加者数	開場	No.	質問、意見等の内容	回答の内容
12/3 13:30~14:40	12	愛宕公民館	11	公民館の暖房料は上がるのか。	使用料の半額を暖房料としているので、使用料が上がれば暖房料も上がる。
			12	愛宕公民館の暖房料は4月までかかるが、最近温暖化で4月は暑いので暖房料の徴収は不要ではないか。	公民館全体で暖房料の徴収時期を設定しており、個別に暖房を使う・使わないで暖房料を徴収する・しないといった対応は難しいと考えている。 また、5月でも寒い日があるが暖房料なしで暖房を入れるといった対応もしているので、御理解願いたい。
			13	高齢者は体の自由がきかなくても、現役世代に迷惑をかけないよう努力して、公民館で運動をしたり、脳トレサークルで活動している。そのような人たちのメリットになるようなことを考えてほしい。	御意見のとおり、公民館は、高齢者の交流促進や健康増進にも寄与していると考えている。 今回の料金改定は、「受益と負担の適正化」という観点で定期的に見直しているものであり、市全体的な取組として御理解願いたい。
			14	値上げは仕方ないが、旭川市は36万人から32万人への人口減少や退職金を払えない企業もある。経済的に苦しい現状を把握した上で、相対的に考えて値上げの結論を出したのか。	物価高をはじめ、本市には中小企業も多く、市民の生活も厳しいことは承知している。今回の料金改定は、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づく定期的な見直しであり、サービスを受ける人、受けない人の負担の公平性の確保とった料金の適正化を図ることが目的である。 このような意見があったことは財政担当部局へ報告する。 ※意見内容については、財政課に連絡済み。
			15	今回の説明会で愛宕公民館は何番目か。	3番目である。
			16	他の公民館ではどのような意見があったのか。	赤字だから料金を改定するのか、料金改定で市としてはどのくらい収入が増えるのか、現在のごみ袋はいつまで使えるのかといった意見があった。
			17	今日の説明会では「受益者負担」ということを何度も聞かされた。 しかし、公民館は社会教育の場である。学校には子供しか通っていないが、社会全体で支えている。公民館もそうであるべきではないか。公民館に「受益者負担」という考えを持ち込まないでほしい。	愛宕公民館を例に挙げると、公民館使用料で収入は100万円にも達しておらず、維持管理・運営費の合計で1,800万円ほどかかっている。 残りの1,700万円以上は、市民の皆さんの税金で負担している状況にあるので、御理解願いたい。
12/4	中止	0	江丹別公民館	—	
12/5 10:00~10:30	14	中央公民館	18	地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）で、施設の効率的な活用に向けた取組⑤内の第3段階（時期未定）の部分に、「生涯学習活動団体についての令和5年度行政評価及び令和5年度包括外部監査の意見を踏まえ、減免の見直しをする」との記載がある。これは、生涯学習活動団体で既に減免になっていることを見直すということなのか。	減免は、真にやむを得ない場合に実施するというのが基本的な考え方である。 公民館においては、生涯学習活動団体が減免対象であるが、利用団体の多くが減免になっているということもあり、見直しを検討するよう包括外部監査等から意見があった。 令和8年10月からの第2段階において料金改定と同時に減免も見直しをすると利用者への影響も大きいので、実施計画の改定案では、第3段階（時期未定）で検討することとしているが、現時点では決まっていない。
12/8 14:00~14:30	1	新旭川公民館	19	団体の会員数が少ないと利用料が改定になると、会費等を値上げしなければならなくなるので、どのくらいになるのか知りたい。	生涯学習活動団体の場合は、減免対象であることから、見直し案で示している金額の半額となる。暖房料はさらにその半額となる。
12/9 10:00~10:40	1	末広公民館	20	説明を聞いて、使用料・手数料の見直しについて、物価高もあるので、使用料が上がることは分かった。	(感想であるため回答なし)
12/10 10:00~10:40	4	永山公民館	—	<質問、意見等なし>	
12/11 14:00~14:50	4	神居公民館	21	経費等が増えている中で、使用料・手数料が上がるのは当たり前だと思う。	(感想であるため回答なし)
			22	使用料・手数料が見直し案どおりに上がったら、市としてどのくらい収入が増えるのか。	直近の決算である令和6年度決算の実績値による試算では、今回の料金改定によって、取組指針の対象外分を含めた影響額は、使用料全体で5.2億円の増、手数料全体で4.4億円の増をそれぞれ見込んでいる。
12/12 14:00~14:40	1	北星公民館	23	これまで生涯学習活動団体の料金は半額（5割減免）であるが、今後はどうなのか。	これまでどおり一般料金の半額であるが、改定後の使用料の半額となる。
12/15 14:00~14:30	5	東光公民館	24	午前と午後（夜間）の区分でなぜ料金が違うのか。	午前は3時間、午後（夜間）は4時間で、時間数が違うためである。
			25	サークル活動で公民館を使用しており、和室にござを敷いて活動しているが、ゴザがほころびているため改善してほしい。また、夏場は厚いため、エアコンを設置してほしい。	公民館全体で施設の老朽化が進んでおり、施設設備の改修や備品の更新に努めているが、予算的にも全てをすぐに対応することが難しい状況である。 改善が必要なものは今後も予算措置に向け取り組んでいきたい。 エアコンについても昨今の酷暑で要望が多いことから、東光公民館の第1・第2講座室への設置について、予算要求を行っている。

開催日時	参加者数	開場	No.	質問、意見等の内容	回答の内容
12/16 14:00～14:50	10	神楽公民館	26	この時期に使用料等を見直しするのはなぜか。	原則、4年に1度見直しを行っている。本来であれば令和6年度が見直し時期であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、適切なコスト算定ができなかったことから、料金改定の実施を見送った。 料金を据え置いたままだと施設を使っていない方の負担が大きくなり、また、昨今の物価高の上昇も反映した料金設定が必要であることから、今回見直しを行うものである。
			27	使用料が値上がりするのは、来年のいつか。	来年の10月である。
			28	コロナ禍により料金等の改定時期がずれたとのことであったが、次の改定はいつか。	目安として、次回は今回の改定から4年後である。ただし、社会経済状況等により、変更となる場合も考えられる。
			29	使用料等の値上がりを1.5倍以下に抑えたとのことであるが、それでも高い印象を受ける。1.5倍を上限というのは変えられないのか。	料金の試算では、1.5倍以上となる貸室もまだあるが、上限なく料金を上げてしまうと利用者への影響が大きいので、1.5倍までに留めているので御理解いただきたい。
			30	パークゴルフ場についての要望。 所属する町内会において、公共交通を利用し、パークゴルフ場に行く高齢者が多い。パークゴルフ場がなくなってしまうと、高齢者の外出先がなくなってしまうので、継続してほしい。	パークゴルフ場はコロナ禍を経て利用者が大きく減少している施設である。高齢者の健康増進等にも寄与しているが、施設維持管理費も増加していることから、今回の料金改定は見送るが、今後は施設の在り方と併せて検討を進めていく予定。意見内容については、担当課に伝えておく。 ※意見内容については、公園みどり課に連絡済み。
12/17 10:30～11:25	5	東鷹栖公民館	—	<質問、意見等なし>	
12/19 15:00～15:55	7	東旭川公民館	31	料金を改定するということは、物価も上昇しているのでやむを得ないと思う。しかし、市民にとって、使用料等の値上げという重要な説明会なのに、出席者が少ない。周知が足りないのではないか。市民委員会や町内会にも個別に周知すべきではなかったか。また、改めて市民委員会や町内会に説明する機会を設けることは考えないので。	広報誌11月号をはじめ、市のホームページ、くらしのアプリ等で周知しているほか、公民館では、館内へのポスター掲示や生涯学習活動団体へのチラシの配付により個別に周知している。 市民生活全般に関わる見直し等に当たっての市民への周知の在り方に関する貴重な御意見として受け止める。 市民委員会や町内会に対する説明については、意見の内容を総合政策部に伝えたい。 ※意見内容については、財政課に連絡済み。
			32	市民に寄り添うと市長は言うが、全体の仕切りをしている総合政策部が今日の説明会に出席していないのはなぜか。市民に寄り添っていないのでは。	全体説明会は総合政策部で対応し、個別説明会は各施設や手数料の担当の所管部が対応している。意見の内容を総合政策部に伝えたい。 ※意見内容については、財政課に連絡済み。
			33	意見提出手続で出た意見の内容についてのフィードバックを考えているのか。一方通行でまとまったものを見るだけなのか、どういう風になるのか考えを聞きたい。	意見提出手続については、意見提出者に個別に市の考え方や対応結果をお知らせるとともに、全体の結果をホームページで周知する取扱いである。 改めて結果について説明するような機会を設けることを考えないのであるが、この場では回答しかねるので、意見の内容を総合政策部に伝えたい。 ※意見内容については、財政課に連絡済み。
			34	動物園の入園料値上げについては賛成する。むしろ来春4月からでも良いと考える。	動物園は昨日説明会があったが、今日は出席していない。 担当にも伝えておく。 ※意見内容については、旭山動物園に連絡済み。
			35	使用料・手数料の見直しに係る意見提出手続について、現在の意見等の提出状況と前回改定時の意見等の提出数が分かれれば教えてほしい。	今は手元に数字を持ち合わせていないので、分かれれば個別にお伝えする。 ※前回改定時の意見提出数について、個別に連絡予定
			36	パークゴルフ場について、将来の施設の在り方の検討とは、どのように考えているのか。	パークゴルフ場は、コロナ禍を経て、公共施設の中でも利用者の減少が大きい施設である。一方で、施設の維持管理経費も増加しているため、パークゴルフ場の数が現状のままで良いのか、集約化を図ることができないかなど、施設の在り方と併せて料金改定も今後検討を進めることとしている。 ※意見内容については、公園みどり課に連絡済み。
			37	減免はどういう団体が対象となるのか。何か届出が必要なのか。	社会教育関係団体や社会福祉団体、地域自治団体は減免対象となるが、届出は必要ない。生涯学習団体活動団体については、減免対象となるが、公民館での活動実績や活動内容など一定の条件があり、公民館に申請してもらってから登録することになる。
			38	生涯学習活動団体の登録は誰が判断するのか。	公民館で登録の可否を判断する。

述べ参加者数

78人